特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	障がい福祉に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、障がい福祉事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和5年3月17日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉に関する事務
②事務の概要	児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、厚生省発児第156号に基づく神奈川県が定めた療育手帳制度要綱、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく関係事務 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供であって主務省令で定めるもの ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの ③身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの ⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業若しくは自立支援医療費支給認定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ⑧療育手帳制度要綱に基づく手帳の交付申請等に関する事務
③システムの名称	障がい福祉システム、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
障がい福祉情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一第7.8.9.11.12.13.14.33の3.34.46.47.84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第7の2.8.9.11.12.13.14.24の5.25.37.38.60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 8.9.10.11.12.14.15.16.19.20.21.23.25.26.27.28.31.53.54.55.56の2.57.67.79.85の2.87.106.108.109.116の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第4.9.10.11.12.14.15.16.18.19.27.30.31.38.44.55条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 10.11.12.20.53.65.67.68.85.108.109.110の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第10.11.14.27.55条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　障がい福祉課　障がい福祉係／保健福祉部　国保医療課　福祉医療・手当係
②所属長の役職名	障がい福祉課長　／国保医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	海老名市市長室文書法制課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部障がい福祉課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4813 海老名市保健福祉部国保医療課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4823

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業若しくは自立支援医療費支給認定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	自立支援医療費支給認定の事務があるが、事務の概要に記載がなかったため令和2年4月1日より追加したい。
令和4年1月25日	Ⅱしきい値判断項目　いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和4年10月1日	Ⅰ関連情報中「事務の概要」	記載なし	厚生省発児第156号に基づく神奈川県が定めた療育手帳制度要綱　を追加	事後	療育手帳関係事務がマイナンバー連携されたことによるもの
令和4年10月1日	同上	同上	⑧療育手帳制度要綱に基づく手帳の交付申請等に関する事務　を追加	事後	同上
令和5年3月17日	Ⅰ関連情報中「システムの名称」	障がい福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障がい福祉システム、団体内統合宛名システム	事後	中間サーバは市管轄外のシステムのため削除。地方公共団体システム情報機構の管轄となる。
令和5年3月17日	Ⅰ関連情報　個人番号の利用中「法令上の根拠」	番号法第9条第1項　別表第一第8.9.11.12.13.14.34.46.47.84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第8.9.11.12.13.14..25.37.38.60条	番号法第9条第1項　別表第一第7.8.9.11.12.13.14.33の3.34.46.47.84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第7の2.8.9.11.12.13.14.24の5.25.37.38.60条	事後	療育手帳関係事務がマイナンバー連携されたことにより、それに関連する根拠法令を追加。（番号法第9条第1項　別表第一第7.33の3及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第7の2.24の5）